5 中国残留邦人等への支援

(1) 本市の居住状況

○世帯数及び人員

(令和5年4月1日現在)

	残留孤児	残留婦人	未判明孤児	計
世帯数(世帯)	9	0	2	11
人 員(人)	12	0	3	15

(注) 残留孤児 終戦当時13歳未満であった者

残留婦人 終戦当時13歳以上の者

未判明孤児 訪日調査において身元が判明しなかった残留孤児

(2) 支援の状況

○支援給付費

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成20年4月)」に基づき、永住帰国した中国残留邦人及び その配偶者に対し、支援給付費の支給等の支援を実施しています。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用していますが、一部は中国残留 邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされています。

(表1) 支援給付費の内訳

(単位 千円)

年度	総額	生活支援費	住宅支援費	介護支援費	医療支援費	配偶者支援金
30	32, 369	14,516	4, 352	856	12,645	0
元	39, 547	14,022	4, 260	541	20,724	0
2	33,633	13,596	4, 191	577	15, 269	0
3	35, 392	13, 119	4, 250	689	16, 987	347
4	35,676	13, 334	4,021	839	16, 963	519
5	40, 403	11,655	3,673	786	24, 288	519

○支援・相談員

支援給付制度の円滑な実施のため、平成20年度から障害・生活支援課、平成28年度からは 生活保護課(現:生活福祉課)に中国語に堪能な支援・相談員を配置し、日常生活の相談に 応じる他、医療機関へ同行し、通訳等を行っています。